

2008年3月議会

議案30号「平成20年度伊丹市一般会計予算」ならびに議案第56号「一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」に対する反対討論

日本共産党伊丹市議会議員団

日本共産党議員団を代表して、議案30号「平成20年度伊丹市一般会計予算」ならびに議案第56号「一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」に対して反対の立場から意見を述べます。

はじめに、議案第30号についてです。

2008年度の伊丹市をはじめ地方自治体をめぐる情勢は、市長の提案説明で「国による急速な構造改革により、格差社会や地方の疲弊などが表面化し」とあるように、小泉内閣以来の構造改革は国民の暮らしと地方自治体の財政を破壊してきています。何よりも、「ルールなき資本主義」といわれるように、極端な大企業中心主義の異常です。大企業はバブル期の2倍近くの利益を上げる一方、その利益を保障するために労働者派遣法を改悪して人間らしい雇用を破壊し、日本社会に貧困を広げています。人間を使い捨てにする派遣労働などの非正規雇用の拡大は、若年層の生きる望み、未来を奪い、そのことで経済、社会の希望ある未来さえ危うくすることになっています。その上、後期高齢者医療制度に見られる社会保障の改悪とともに、庶民大増税で、減少している可処分所得をさらに切り縮めようとしています。

一方、地方自治体財政は、「三位一体の改革」や社会保障費補助・負担金の削減、財政健全化法などを背景に、自治体の役割の縮小を押し付けることで、地方財政の危機を招き、自治体の存続さえ危うくなっています。

このような市民にとっても自治体にとっても厳しい情勢の中で、市民のくらしや権利を守る上で自治体の果たす役割は重要です。この立場から、本予算案に対し以下意見を述べます。

提案されています2008年度一般会計予算は、歳入・歳出それぞれ596億4千万円で、対前年度比1.3%増とするものです。

はじめに歳入について述べます。

個人市民税では、前年度予算対比で1.3%増となっていますが、その要因は税源移譲と定率減税の廃止によるものであり、依然として個人所得の厳しさを反映しています。

また、地方財政を左右する地方交付税と臨時財政対策債の合計では、対前年度比で10億2500万円の減、前年度決算見込みからでも、6億1,160万円の減少となっています。昨年9月補正で、新型交付税等により普通交付税が4億1,300万円減少したことが復元されていないとともに、市税等の一定の増を見込んでも更なる縮減です。政府は全体として前年度と同水準を確保し一定の増額をしたとしていますが、4000億円の地方再生対策費のみの微増に過ぎません。全国知事会などの地方6団体は、地域間格差が拡大している要因として、地方交付税が大幅に削減されたこ

とをあげ、政府の姿勢を厳しく批判しています。政府に対し、地方再生対策費の恒久化の措置を求めるとともに、公務員削減、公務員賃金の縮小、公務の民間移管等「集中改革プラン」に基づく「行革インセンティブ」で地方行革を前提とするような「地方財政計画」はやめ、「住民の福祉増進」を使命とする自治体が、地方自治と住民の暮らし・地域を守るために必要な地方財源を確保するため、地方交付税の増額を強く要望することを求めるものです。

また、国有資産等所在市町村交付金、国有提供施設等所在市町村交付金に関しては、それぞれ対象の拡大と適正な交付金の算定を、航空機燃料税では外国人市民を対象とするなどによる増額を国に要望することを求めます。

次に歳出における問題点に関して意見を述べます。

第1に、行財政運営改善計画についてです。

一つには、2008年度では新たに公務員の「地域手当」の支給率を10%から8%にすることで、1億2千万円の歳出削減をあげています。昨年の給与4.8%引き下げに続くもので、合計6.8%もの賃金をカットしようとするものです。このことは、賃金を引き下げることによって公務員のモチベーションを低下させ、公務・民間の賃下げの悪循環を引き起こします。また、阪神間の整合性がまったくありません。

二つには、公立保育所の民営化を引き続き推進しようとしている問題です。党議員団は、従来から主張しているとおり、公立保育所の民営化は、保育コスト削減が目的であり、そのことは保育の質を低下させる要因となること、さらに保育の公的責務の放棄であることなど、民営化は絶対に認められない立場です。本予算において当局は、民営化計画による条例改正を延期し、「検討会」を設置するとしています。しかしこの当局提案の「検討会」は民営化を前提としたもので、本来「民営化に関する懇談会」の「提言」趣旨、すなわち在園のこどもたちにメリットはないこと、保護者の納得と信頼を得た上で進めるべきとする内容から考えると、民営化計画を白紙に戻し、改めて「提言」の趣旨に沿った検討を始めるべきものです。2万人を超える署名とパブリックコメントの内容を謙虚に受け止め、まず民営化計画を白紙撤回することを強く求めます。

三つには、党議員団はこれまでも福祉医療の市単独助成と福祉金の復活を求めてきましたが、当局は障害者や母子家庭への就労指導・支援を強化することを理由に、これに応じようとしません。しかしその就労支援も不十分なままであり、これら社会的弱者の生活を圧迫するものとなっています。格差と貧困が広がる中で、その最大の犠牲者である障害者や母子家庭などの生活を守ることは自治体の役割であり、この復活を強く求めます。

第2に、職員の定数と配置の問題です。

当局は、2005年から2010年までに職員を121名削減するとしています。しかし市民の自治体に対する需要は多様化するとともに増大しており、これに応えるための行政水準を維持発展させるためには、職員の増員こそ必要であるとともに、市

民の生活と福祉にかかわる部署には手厚い職員配置が求められます。さらに、職員における非正規職員数が730名まで増大しており、しかもその賃金が低く、年間給与にすると170万円から200万円と、まさに暮らしを守るべき自治体が、全国で問題となっているワーキングプアを生み出すことにもなっています。正規職員を増やすとともに、非正規職員の賃金の改善を求めます。

第3に、同和行政についてです。

市長が特別対策の終結を打ち出しましたが、問題は、部落解放労働事業団に関して、昭和50年の確約書にある「就職の機会均等」がいまだに保障されていないという認識で8年間の経過措置とされたことです。現在の雇用問題は、労働者派遣法の改悪以来正規雇用が激減し、低賃金の非正規雇用の増大で、格差と貧困を拡大していることが最大の問題です。特別に部落解放事業団の就労を保障するというのではなく、これを早急に一般対策化し、高齢者、障害者、若年層など自治体の雇用施策全体の水準を引き上げることこそ求められている課題です。

また、一般対策における同和行政、同和教育を継続するとしていますが、同和対策事業が大きな成果であるとともに、最後の地域改善対策室長の佐藤氏の指摘しているとおり、いままでの同和行政によって、同和地区に対するマイナスイメージを固定化させ、同和問題が行政と運動団体の間だけのものになりがちだったという、後遺症も残していることを十分認識すべきです。このことを十分踏まえて、すべての「同和」を冠した事業・組織を終了することを求めます。

第4に、宮ノ前地域における新図書館等整備に関する問題です。

党議員団は、現在の図書館で市民の需要に応えることができるものとは考えていません。問題は、土地の取得を除いた事業費、交付金の予定額を含んで約27億円は、後期事業実施計画の中で出されましたが、それは行財政健全化計画、すなわち公立保育所民営化や母子・障害者福祉金の廃止、福祉医療制度の市単独分廃止など約5億円の歳出削減と表裏一体のものとして出されていることです。

このことを反映して、パブリックコメントでも市民の暮らしにかかわる問題など様々な意見が出されました。当局は市長を先頭に一定の説明の努力はされましたが、市民の理解は得られていません。何よりも、図書館の移転は他の公共施設再配置計画とも連動しており、これらの財政的な裏づけを市民に示し、引き続き市民との議論を続けることが必要です。よって本予算における「基本設計委託料」は削除すべきです。

第5に、教育に関して、一つは、「国旗・国歌」の問題についてです。

伊丹市教育委員会は、昨年12月に学校長宛で、「国旗・国歌指導計画」の提出を求めました。これはすでに提出済みの「指導計画」から突出して「国旗・国歌」だけに限って提出を求めたもので、このことは教職員や児童・生徒に「国旗・国歌」を強制することにつながるものです。

もともとこれらを法制化するときの国民の議論は十分ではなく、法制化することに

は国民の過半数が反対していました。そして当時の小渕首相も「義務付けをするものではありません」と答弁し、学習指導要領の規定に関しても「児童・生徒の内心まで立ち至って強制しようとする趣旨のものではない」としていました。それは何よりも「日の丸・君が代」が日本の誤った戦争の手段の一つに使われたという歴史的な経過があるからです。このことを十分踏まえ、二度とこのような指導はやめるとともに、教育現場における強制はやめることを求めます。

第6に、教育に関する二つ目として、「全国学力・学習状況調査」と「伊丹市学習到達度調査」についてです。

教育長はこれら二つを併せて行うとしています。しかし昨年の全国学力テストでは東京・足立区では障害児を排除した採点をし、京都・八幡市では全国テストに向けたプリントを実施するなど全国的に様々なことが問題となりました。何よりこれらの問題から、競争と序列化を加速することが危惧されていることです。このような問題のある全国一斉悉皆学力調査を毎年行わなくても、必要があれば数年に一度、サンプル調査を行えば済むことです。伊丹市の学力テストも同様です。特に伊丹市の調査では、結果を分析して今後の課題も明らかになったとされているではありませんか。全国学力テストへの参加も、伊丹市独自のテストもやめるべきであります。

次に、市民の要求を取り入れられ、評価する点について述べます。

第1に、全国的に地域医療体制が縮小されている中で、伊丹市においては、こども急病センターの設置や24時間医療相談事業、妊婦健康診査受診補助の充実など一定の前進が図られることです。今後とも中核病院である市民病院が安心して頼れる病院となり、地域医療と連携して市民の健康と命をまもる体制を強化していただくことを求めます。

第2に、地域におけるまちづくり、子育て支援の活動に対して、市民活動スタート応援事業やまちづくり活動助成事業の充実、地域子育てバックアップ事業等、一定の充実が図られることです。今後まちづくり基本条例における市民の参画と協働の仕組みを充実することと合わせて、市民へのまちづくりへの支援を強化していただきたいと思えます。

第3に、教育の分野では、小学校4年生まで35人学級が広がり、学校図書の整備も充実するとされていることです。今後、早期に中学校3年生まで少人数学級を拡大することを国・県に求めるとともに、伊丹市独自にも少人数学級を広げることを求めます。

次に市民の暮らしを守る上で、従来から発言してきましたことも含めていくつかの要望をします。

第1に、大型小売店舗が池尻に出店することに関してです。一つは現在汚染土壌の改良途上にありますが、周辺住民への説明責任を果たすように兵庫県と三菱電線に求めること、二つには、地元商店への影響が甚大であることを考慮し、歩いて買い物が

できる身近な商店・商店街を残すように支援を強化すること、三つには、周辺地域での車の渋滞や生活道路への車の進入等環境に十分配慮する体制を整備することを事業者に求めることなど、今後1年間十分な事業者との協議を求めます。

第2に、2010年までの計画である産業振興ビジョンの進行管理に関しては、事業者市民等による幅広い議論を行うとともに、今後農業施策等とあわせて、伊丹市の産業・経済施策と中小企業支援を含む（仮称）「伊丹市地域経済中小企業振興基本条例」の制定を視野に入れることを求めます。

第3に、伊丹市障害福祉計画の第2期計画の策定が行われますが、第1期計画の重点でもありました障害者の就労支援について、就労実態調査を行うとともに、作業工賃の引き上げ、福祉工場の建設支援を行うことを求めます。

第4に、高齢者福祉に関しては、来年度小規模多機能型施設整備補助として1ヶ所分が予定されています。しかし高齢者とその家族にとっては特別養護老人ホーム等の施設不足で、高齢者のたらいまわしが続いています。小規模な特別養護老人ホーム等も含めて施設整備されることを求めます。

第5に、来年度が指定管理者の更新の年であることについてです。従来から主張していますが、特に文化施設や高齢者・障害者施設に関しては一般企業に指定管理を広げるような公募はやめることです。そもそも公の施設は、住民の福祉増進を目的にしたもので、住民の利用に供する地方公共団体が設置する施設であり、営利の対象としてはなりません。また教育施設である美術館や図書館分館は直営とすることを求めます。

第6に、財政調整基金に関しては、市民のくらし・福祉などの施策のために取り崩すことを求めるものです。

以上、このほかにも本会議・委員会で多くのことを要望してきましたが、年度内には補正予算等で措置されること、また来年度での実現に向けた検討をされますよう強く要望するものです。

次に、議案第56号についてです。

本条例改正案は、第13条第1項で、「地域手当」「100分の10」を「100分の6」に改め、附則16項において、「当分の間、100分の8」とするものです。

この改正は、2005年の人事院勧告で、「給与構造の見直し」を図るとして、俸給表を全国一律4.8%引き下げ、昇給カーブのフラット化、地域手当の創設等による総人件費の削減と能力・成績主義の査定賃金の導入など、公務員の賃金制度を50年ぶりに見直す大改悪として出され、この給与構造改革を2006年から5年間かけて実施するよう要請していたものです。

今回の条例改正で、今年の賃金4.8%引き下げに続き、今回の「地域手当」2%引き下げによって、6.8%もの大幅に給与を減らすことになります。

この問題点は、先ほどの一般会計予算に対する討論で述べたとおりです。

さらに本条例の改正内容として、第17条の2第1項の中に、「主幹教諭」を加える問題です。この問題は、「主幹教諭」という新たな職をつくることで、学校に上意下達の管理体制を持ち込むことになり、教職員が共同して教育活動に取り組むことを困難にするものです。

よって議案第56号「一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」に反対するものです。

以上議員各位のご賛同をお願いしまして討論を終わります。